

監査公表第20号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年3月28日

新城市監査委員 原 義 弘
新城市監査委員 山 口 洋 一

第1 監査種別

定例監査・行政監査

第2 監査の対象

監査委員事務局

第3 監査に当たった監査委員

原義弘、山口洋一

第4 監査の期間

令和5年1月17日～令和5年3月14日

第5 監査の方法

令和4年度の監査実施計画に基づき上記部局に係る今年度に実施されている事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

【監査委員事務局】

意見

- 1 定例監査・行政監査の重点項目について、各課が日頃の業務において意識され適切な事務の執行に結びつくよう、周知方法の検討を進めていただきたい。